

## ある監獄学者の青春

——若き日の小河滋次郎について——

杉 山 晴 康

一

明治三十一年（一八九八）、小河滋次郎は母校である東京専門学校および東京帝国大学法科大学において「監獄学」の講義をして<sup>(1)(2)</sup>いる。この東京帝国大学法科大学における滋次郎による「監獄学」を聴講した学生の一人に、後にいわゆる主観主義犯罪理論・目的主義刑罰理論により二〇世紀前半のわが国における刑事法学会をリードした牧野英一がいた。牧野英一博士は、大正一四年（一九二五）四月四日滋次郎が死去したのを悼み「法学志林」<sup>(3)</sup>に「小河滋次郎博士を悼む」との追悼文をよせているが、そのなかにおいて牧野博士は、滋次郎がこの講義で「事実主義人格主義」という語を用いたことについて「博士の造語たる事実主義人格主義といふ語は、語としては絶対主義相対主義といふのと相距ることの遠いものではあるまい。しかし、少くとも、わたくしは、その新造語の為に甚だしく動かされたのであった。刑法の理論的体系の礎石がそこに求められねばならぬと考へたのであった。——わたくし自身は、その新造語の為に動かされたと考へて居る。その造語の新らしいことに因って、そこに新らしい思想上の或ものを把持し

得たもののやうに思つて居る。しかし、今にして考へると博士の当時の講義は、頗る熱情的のものであった。冷静な論理的の構成を積ねて行くといふよりは、むしろ伝統と因襲とを焼き尽さねばならぬとの熱烈な態度の著しいものであった。わたくしは、その熱情的な博士の態度から人格主義の洗礼を受けたのであるかも知れない」とし、この講義において聴いたエルマイラーの感化監獄に關連して「その講義からしてわたくしの得たインプレッションは、刑法の改革は、先づ第一に少年問題からはじまらねばならぬといふことであつた。さうして、第二に、その到着点は不定期刑でなければならぬといふことであつた」とし「博士は、実に、この二つの主張を以て刑法学の鉄の扉をたたいた人であると謂わねばならぬ」と述べている。この牧野博士による一文は、滋次郎に対する追悼文であるが、その事を念頭において考えてみても、この追悼の一文にみられるごとく、滋次郎の講義は、青年牧野英一<sup>(4)(5)</sup>に対して、ある程度の影響を与えたことは否めない事実であらう。

小河滋次郎が刑務官として現実に日本の監獄行政に携わつた期間は、ほぼ四分の一世紀内外である。しかし、この間、滋次郎は日本における名実ともに監獄学の第一人者として世界的に名を知られた人物であり、彼の行刑思想は現在に於ても評価の対象となつてゐることは周知の事実である。このように現在に至るまで直接にそして間接に種々の形において、わが国の刑事政策さらには社会政策に影響を与えてゐる小河滋次郎の東京専門学校卒業後の事績については多くの人々により明らかにされているが、東京専門学校入学以前のことについては、まだ明らかにされている部分<sup>(6)</sup>が極めて少ない。建学百年をむかえた早稲田大学法学部の大先輩である滋次郎の少青年期を出来るかぎり追つてみたいと思ふし、また、彼と監獄学との出合についてもすべてみたいと思つてゐる。

(1) 小河滋次郎が東京専門学校の講師であつたのは、明治三〇年度の講義においてである。この頃の東京専門学校の学年は「東京専門学校規則

要領」(早稲田法学第五四卷一・二号、二八三頁)によると、「九月ニ始り翌年七月ニ終ル」となっており、それゆえ小河滋次郎が母校の教壇に立ったのは、明治三〇年九月より翌明治三二年七月までのことである。滋次郎の担当課目は、明治三二年刊行の「九大法律学校大勢一覽」の「東京専門学校法学部法律科及行政科受持講師」の表(早稲田法学前掲二八七頁)によると、「監獄学」となっているが、明治三〇年八月改正の「法学部課程表」には監獄学についての講座は掲げられていない。しかし「法学部 受持講師」の表には、明治三〇年のそれに講師として小河滋次郎の姓名が掲げられている。また明治三二年刊「九大法律学校大勢一覽」の「東京専門学校法学部法律科及行政科受持講師表には「監獄学」として「講師小河滋次郎」の名が掲げられている。

(2) 東京専門学校講師の場合とは異なり東京帝国大学法科大学において滋次郎が監獄学を講じたことについては、滋次郎のこの頃の日記により明らかである。明治三二年の元旦から翌三二年七月三十一日までの日記が、子息小河清雄により「上田郷友会月報」の第六六一号(昭和一七年二月)から六八三号(昭和一八年二月)にかけて一五回にわたり登載されて居り、滋次郎からみたこの間の事情があきらかになっている。この日記によると、明治三二年二月二六日「文部省より大学講師嘱託の議に付本省へ照会ありと云ふ」とあり、同年三月九日「帝国大学監獄学教授嘱託の辞令を受く。三月分手当として五十円給与す」とあり。三月一〇日には穂積八束法科大学学長を訪ねているが穂積不在で会っていない。これは、恐らく監獄学講座開講についての挨拶の為めの訪問であったと思われる。そして三月一七日午後一時三〇分より、いよいよ開講となり、その後日記によると、春季休業の後、四月一日に講義をしたことがしるされて以降、翌明治三二年二月二十八日に「夫れより法科大学に至り講義」すとの記載があるまで、法科大学における講義についてはなら記載が無い。明治三三年の三月に入り、三月七日に「午後大学に行く」とあるが、これは講義のための登校と思われる。そして三月一四日には「大学に行く。講義後より大学生春山外十二三名の招きに応じ西洋料理の饗応をうく」としているから、恐らくこの時が滋次郎による東京帝国大学法科大学における「監獄学」講座の終講であり、聴講学生たちによる終講に際しての今日いうコンパが行われたのではあるまいか。そして、三月三〇日には「帝国大学より金百円慰勞手当の辞令来る」とし、四月五日には「上田に托し大学慰勞手当百円券領取す」となっており、これで滋次郎のこの日記における東京帝国大学法科大学での「監獄学」講義の絵が終っている。

以上の日記によると滋次郎の東京帝国大学法科大学における地位は「大学講師」(明治三二年二月二六日)であり、また「帝国大学監獄学教授嘱託」(同年三月九日)であるが、牧野英一博士によると「法科大学に於ての監獄学の講義も、単に授業嘱託といふ名義であつて、講師といふ待遇すら与へられなかつた」(小河滋次郎博士を悼む、法学志林二七卷「大正一四年」八二頁)としている。

ある監獄学者の青春

(3) 前掲法学志林七八頁以下

(4) 早稲田大学において私等に刑事法の講義をして下さったのは、故江家義男教授である。江家教授の刑法理論の基礎は、牧野理論を継承したものであった。その牧野理論の基礎的部分の形成について牧野英一が東京帝国大学法科大学の一学生であった時期に、「監獄学」を講義した小河滋次郎の思想に影響を受けていることについて感無量の気がしてならない。

(5) 小河滋次郎と学生牧野英一との結びつきは、明治三十一年度における「監獄学」の講義においてのみ存在したのではなく、牧野博士が、この追悼文で「明治三十五年の秋、当時法科大学の一学生であったわたくしは、博士の囑託を受けて犯罪の被害者に対する賠償問題に関し若干の学説の調査をしたことがある」と述べているごとく統一して存在している。

東京帝国大学に出講した頃の滋次郎は「監獄局獄務課長」であったが、明治三十三年（一九〇〇）には、監獄行政がすべて司法省の所轄に移っており、滋次郎は監獄事務官としてブリュッセルの第六回万国監獄会議に出席をしている。また翌明治三十四年には滋次郎の著書「獄事談」が上梓されているし、この頃の滋次郎は、わが国における行刑の理論と現実にも精通した学者であり、また、いわゆる油ののり切っている時代という事が出来よう。

## 二

かつて私は、小河滋次郎<sup>(1)</sup>について小文をものしたことがあるが、その小文において滋次郎の生い立ちなどについて、当時の上田市などにおける調査にもとづき簡単にしるしておいた。<sup>(2)</sup>ここでは重複のきらいもあるが以下若干補充・訂正などをふくめ、のべておこう。

滋次郎の生家金子家は、七代続いたと伝えられる上田藩奥付の医師といわれ、この家業は、滋次郎の甥である金子釣の時まで続いている。滋次郎は、この釣の祖父金子宗元<sup>(3)</sup>の二男として文久三年（一八六三）一月三日、現在の長野県上田市中央で生まれている。母親との縁はうすく、滋次郎が四歳と六ヶ月（数え年で六歳）の時、慶応四年（一八六八）六月死別している。宗元は、滋次郎の母死亡後、翌年の明治二年二月に後妻「ひさ」を娶っているが、滋次

郎はむしろ、生母方の祖母などに勞わり育てられていた。<sup>(4)</sup>

滋次郎は幼少のより上田藩の藩校「明倫堂」に由来をもつ「松平学校」に学んでいるが、この「松平学校」では、明治一八年（一八八五）共に発起人として「上田郷友会月報」を発刊した後の癌研究者の山極（山本）勝三郎と机を並べて学んでいる。そして、この「松平学校」の「上等小学」の第二回全科卒業生三人のうちの一人として明治一〇年（一八七七）一二月に同校を卒業している、滋次郎一五歳の時である。<sup>(5)</sup>

明治一一年（一八七八）上田に「町立上田変則中学校」<sup>(6)</sup>が創立されたが、翌明治一二年三月、記録によると滋次郎は山本（後の山極）勝三郎と共に「二ノ組」に「收容」されたとしている。<sup>(7)(8)</sup>しかし、この「上田変則中学校」での滋次郎や山極勝三郎の在学期間は短かった、明治一三年（一八八〇）九月には、滋次郎はすでに東京の「外国語学校」に在学しており、山極勝三郎も明治一二年三月には上京し、同一一年一二月には「東大医学部」に入学している。<sup>(9)</sup>

郷里上田での少年金子滋次郎が、どのような少年時代を送ったかについては、いまとなっては尋ねるすべも無い。後の記録などより推すと、読書の好きな頭のよい、今日いうエリート少年ぐらいの像しか浮んで来ない。ただ一つ「僕の道楽」と題する「丁未課筆」（春之巻）の一文には「新聞に就て昔しを追想して見ると十三四の郷学時代に於て既に新聞に真似たやふなものを拵へて同窓の友人間に配ったこと」<sup>(10)</sup>もあるとべられているぐらいである。

この「上田変則中学校」時代か、あるいはそこを卒業してそれ程遠くない時期と思われる頃、滋次郎は、小諸の小河家に養子となって入っている。恐らく明治一二年の頃と思われる。この地方のこの時代においては少年の養子が多く目につく、彼の実父宗元も南佐久郡野沢村の金子京助の二男として天保元年（一八三〇）に生まれ弘化元年（一八四四）に金子玄庵の養子として上田の金子家に入っている。また滋次郎の友人の山本勝三郎が「変則中学」在学中の明治一二年に山極家に、小学校一級上の溝口鈔三郎が村田家といった具合であるが、これは山極が「私の生家は、極く貧

しい士族でありましたから<sup>(11)</sup>」とのべているごとく、貧しくとも将来性のある士族などの二、三男の少年が養子として財産のある家に入り、それにより才能を伸ばすことが出来たのであろう。

滋次郎が小諸の小河家の養子となつて入つたのは明治一二年の頃と思われる。

ところで明治維新时期における小諸藩においては宗藩である長岡藩の脱走人竹内定右衛門隠匿をめぐる新旧両派の争があり、この争の過程を記録したもののなかに、小諸藩江戸留守居役で新政府よりの「改革派」に属した小河銃十郎という者の名が出てくるが、<sup>(12)</sup>明治四年小諸藩書記結城一郎が藩命で作製した「小諸藩図」などによるこの小河銃十郎の住居の位置が、小諸藩家老職の流をくむ方の御教示などによると滋次郎の養家先の祖父・伯父の明治十年代における住居「小諸町千百九（九百九十一）番地ノ内一番」に相当することであり、この「銃十郎」が滋次郎の養家先の幕末期の当主であつたのではないかと思つてゐる。ただ、滋次郎の養父「直行」その兄「直方」兩名の父「直忠」の父、すなわち「直行」「直方」の祖父は「九兵衛」となつてゐるが、この「九兵衛」は「銃十郎」の子であるか、あるいは「銃十郎」が維新前後あたりに改名したものであるかどうかは現在のところ判らない。滋次郎の養父「直行」は「九兵衛」の四男で天保三年（一八三二）に生まれて居るから滋次郎を明治一二年に養子として迎えた時には、四七歳であつた。そして、この養家には後に滋次郎と結婚し一子「清雄」を生んだ家女の「崎」<sup>(14)</sup>が居た。かつて私は滋次郎の養家先の家業を「上田郷友会月報」その他より医業あるいは小諸藩の御殿医としたし、また滋次郎について語つてゐる多くのものなどにもその様に記載されているが、この点、現段階の調査などよりすると「医業」といった言葉は出て来ず、この点前稿は私の誤解によるものと思ひこゝで訂正しておく。<sup>(15)</sup>

滋次郎が小諸の小河直行のもとに養子として入つたのは、恐らく明治一二、三年の頃と思われる。滋次郎の兄嫁「鑑」<sup>(16)</sup>の実家大野木家が小諸藩の家老職と伝えられる大橋家の分家であり、「鑑」が滋次郎の兄直躬のもとに嫁いだ

のが戸籍上では明治一二年三月二十八日となっていることからして、「鑑」とその実家との線が、滋次郎の旧小諸藩小河直行への養子縁組になんらかの媒介をなしたと私は推測している。

(1) 雅号岳洋（最初のころは小河攻、上田郷友会月報六四八号、八頁）、俳号筑堂、小川滋次郎（例えば、東京大学法理文学部学生生徒試験優劣表、明治一七年四月）あるいは小河滋二郎とも称している。「滋二郎」については「社会福祉古典叢書2」「小河滋次郎集」四〇七頁に指摘してあるごとく「滋二郎」があるいは正しいかもしれないとの説もある（「小河滋次郎」小川太郎・刑政八二巻二二号）。

(2) 拙稿「東京専門学校邦語法律科第一回得業生小河滋次郎のこと」早稲田学報復刊第二八卷（昭和四九年一〇月号）一六頁以下。

(3) 滋次郎の父金子宗元は長野県南佐久郡野沢村の出生で、上田の金子玄庵の養子として金子家に入った人であるが、彼は、明治三年（一八七〇）に上田藩より東京の種痘館に派遣され、明治五年（一八七二）には、種痘免許済医師となった当時の一八人、上田町においては三人という数少ない医師の一人であったと伝えられている。また明治一年（一八七八）に開校された時の「上田変則中学校」の教員としても名を知られている。「上田市医師会史」昭和四四年一月、「上田郷友会月報」二四九号、明治四〇年七月。

(4) 生母の四〇年忌にあたり、滋次郎は、母親をしのぶ短文を写しているが、そのなかで「僕は末子のこととて最も深く母君の寵愛を受けて居ったと云ふことで母君亡き後は母方の里方などで、酷く僕をいたはり七つ坊主に至る頃まで僕は尚ほ母方の祖母君のシナびた乳房を含ませられたやうな始末である」とのべている。「丁未課筆」秋之巻、三八頁。

(5) 「長野県上田高等学校史」（草創篇）四三頁。

(6) 変則中学というのは、明治五年の「学制」にもとづく中学に対し、カリキュラムなどについて、学制に規定してある要件を満たすことがまだ出来得ない「中学」を称したのであり、学制第三〇章には「当今中学ノ書器未タ備ラス此際在来ノ書ニヨリテ之ヲ教ルモノ或ハ学業ノ順序ヲ蹈マシテ洋語ヲ教ヘ又ハ医術ヲ教ルモノ通シテ変則中学ト称スヘシ 但私宅ニ於テ教ルモノハ之ヲ家塾トス」と規定しているが、当時この「変則中学」は、全国いたる所でみられている。

(7) 「長野県立上田高等学校史」（草創篇）によると、滋次郎たちより以前、すなわち明治一〇年七月に「松平学校」において小学校全科を卒業した溝口鈔三郎など四名が、はたして「上田変則中学校」に進学したかどうかについて「当時、士族の家計は概して苦しく、一方、上田にも、中学の設置は遠くあるまい、と考えられてきたから、松平学校の卒業生は、おそらく長野へは行かず、後に説く、上田変則中学校に入ったた

ろうと思われる」とし、次いで「上田郷友会月報二二八二号（明治四三年四月）にもとづき、上田町の第二回小学全科卒業生として「松平学校」の金子滋次郎ほか二名などの姓名のみを掲げ「変則中学校」への入学を推測している。「上田高等学校史」編集の段階では、滋次郎など「松平学校」の卒業生が「上田変則中学校」に入学したかどうかは、まだ断定することが出来なかつたのである。

しかし、その後発見された大正三年四月発行という滋次郎たちの上田時代より約三〇年の星霜を経た「長野県立上田中学校一覽」の「上田中学校沿革概要（明治十九年マデ）」というガリ版刷の資料には「明治十一年師岡政拳等首唱之許ニ町立上田変則中学校ヲ創立シ校舍ヲ上田町字鍛冶町月窓寺内ニ置ク、安原巽校長ヲ兼務シ牧重遠、中沢文太、高桑信吾ヲ職員ニ任シ村田鈔三郎外数名ノ生徒ヲ收容シタリ、翌十二年三月ニハ最上級一ノ組、村田鈔三郎、二ノ組、三刀谷伏綱、山極勝三郎、小川滋次郎、三ノ組、勝俣英吉郎、花岡國三郎、四ノ組、遠藤鉄太郎、増田健太郎、和田健三、中島弥門太ノ多数生徒ノ收容ヲ見タリ、…中略…生徒ノ進級ハ職員ノ認定ニヨリ随時行ヘリ」とし滋次郎が山極勝三郎らとともに同校に入学したことがしるされている。この資料にみえる教員名や生徒名などが滋次郎を別として他の人々の証言などにより確認出来ており、ある程度信頼がおけるものと思われるし、先にもみたごとく、この時滋次郎の父宋元も同校の教員となつてゐることからみても、滋次郎の入学は当然ありうべきことと思つてゐる。

ところで「松平学校」を滋次郎たちより約五ヶ月早く卒業した村田鈔三郎は明治十一年創立と同時に入学しているが、ここに「村田鈔三郎外数名ノ生徒」とある、その数名中の一人に滋次郎が居たと思われる。そしてこの「概要」にいう「一ノ組」から「四ノ組」にまで至る「組」は現在の同学年内におけるクラスではなく、現在の学年に相当するものであったことは、生徒数が少なく同学年であればクラスを別ける必要が無いこと、「松平学校」を明治一〇年七月に卒業した溝口鈔三郎が最上級の「一ノ組」、同年一二月卒業の滋次郎が「二ノ組」、滋次郎たちよりおそく明治十一年一〇月卒業の中島弥門太が「四ノ組」となつてゐることからも推測しうる。

「松平学校」にしても「上田変則中学校」にしても、滋次郎のこれまた竹馬の友宮下軌太郎が滋次郎についての追想文中で「寺小屋」と称してゐるのが実体であろう（上田郷友会月報一六四九号、昭和十六年二月、一〇頁）。

- (8) 「上田変則中学校」における最上級生村田鈔三郎が、後に長野県庁に提出した履歴書が「県庁文書」から発見され、これが前掲の「長野県立上田高等学校史（草創篇）」にも全文収録されている。これによると「上田変則中学校」においては、「英、漢文、算術代教物理其他普通ノ諸科ヲ学」び、明治十三年九月には、「東京師範学校ノ召募ニ応ジ、中学師範学科入校試験ヲ受ケ入学、予科第四級ニ編入」されたのである。村田鈔三郎が東京師範学校に入学したのが明治十三年九月であるが、この時には、滋次郎も「外国語学校」に在籍してゐる。

(9) 滋次郎の同級生<sup>(山極)</sup>山本勝三郎は、「上田変則中学校」に入学した翌年二月一月には、旧上田藩の典医山極吉哉の養子となり、三月には上京、本郷菊坂の「旧独逸学校」に入学し、ついで神田一ッ橋の「旧外国語学校」においてドイツ語を修め、明治十三年二月「東京大学医学部予科四級甲」に入学したと語っている(以上「上田郷友会月報」三六六号、大正六年四月号)。

いずれにしても、明治十三年九月には滋次郎は「外国語学校」に在籍しており、それからすると滋次郎の上京は明治十一年から明治十二年にかけての頃といえる。この点、「上田変則中学校」における滋次郎や山極の後輩と思われる「三ノ組」の勝俣英吉郎が明治十一年一月に「外国語学校」に入学との説がある(柳沢文秋「長野県明治医師史」、昭和五二年、三五頁)が、当時の語学校の学校歴は、九月に始まることとされていることからすると、官立の「外国語学校」に勝俣が二月に入学ということはあり得ない。明治十一年九月入学とすると、山極勝三郎と同期入学となるが、勝俣が山極より小学校、変則中学校において後輩であることよりすると、同時期入学というより一年あとの明治十三年入学と考えた方が順当ではないかと思っている。

さらに後述の「有終記」に明治十四年二月以降「勝俣」という会員名が現われ、二月二十六日の記録によると二月十四日に滋次郎の紹介で、「血合会」の正式会員となっている。この「有終記」にあらわれて来た「勝俣」は、勝俣英吉郎である。勝俣英吉郎の若い時の併号は「黙堂」であるが「丁未課筆」(夏之巻)三二頁以下に「橋会員の会合」と題する一文が掲げられているが、「一橋会」は「外国語学校」の所在地に由来する名称であり「血合会」の後身である。その滋次郎の一文のなかに滋次郎から「勝俣黙堂に贈る」と題して「君なくて淋しき花のつどひかな」との一句がもられていることから明らかである。勝俣は、「上田郷友会」で滋次郎と共に演説をし、また「月報」に共に論説を書くなど、この会のリード・オフ・マンとして滋次郎と活躍をしているのも、滋次郎と小学校以来「外国語学校」に至るまでの同窓そして同志的關係があつてのことであろう。

勝俣英吉郎が明治十二年に「外国語学校」に入学していたのなら、明治十四年二月より早い時期に彼のこと「有終記」にあらわれているもよいと思われる。種々勘案すると、明治十二年二月は、勝俣英吉郎の上京の年月であり、「外国語学校」への入学は明治十三年九月であり、「外国語学校」へ入学した勝俣英吉郎が同郷同窓の滋次郎に「血合会」入会を誘われ「外国語学校」の生活になれた翌年の二月に正式会員として「血合会」に入会したと考えるのが順当であると思われる。

滋次郎の上京をして「外国語学校」への入学は明治十二年から翌年の九月までの間となるが、私は明治十二年に上京、同年九月に「外国語学校」に入学、一学年を共にし気心の知れた仲間と翌年九月「血合会」を創ったのではないかと推測している。

ある監獄学者の青春

- (10) 「丁未課筆」(春之巻) 二四頁。
- (11) 前掲「上田郷友会月報」三六六号。
- (12) 「維新时期における小諸藩の藩制改革(上)」国学院日本文化研究所紀要第四十六輯―昭和五五年。
- (13) 小諸の郷土史家牧野一郎氏の御教示による。
- (14) 前掲「早稲田学報」拙稿一七頁。
- (15) この点について、滋次郎の令孫で現在越ヶ谷市に住まわれている渡辺千鶴さんに伺ったところ、小河家が医者であったことを強く否定され「檐の指南役」との事であった。また小諸市の旧土族の古老の語った処によると藩医は四名居たが、そのなかに小河あるいは小川という姓のものは居ないとの事であり、先述の如く小河直行が小河銃十郎の子孫であるとすると滋次郎の養家先は医師ではなく通常の武士であったと思われる。上原邦一「小諸土族の動向について」(佐久)佐久史談会―昭和五〇年二月)によると維新当時の「小諸武士団」は土二八戸、卒一六八戸であったとしており、この論文には「小諸武士団名簿」が登載されているが、その名簿に滋次郎の養父小河直行、そして養方の伯父小河直方、そして小河直道の姓名がみられている。

### 三

前節でみたごとく小河滋次郎の「松平学校」「上田変則中学」を通じての級友であった山極勝三郎が、上京し「旧独逸学校」「旧外国語学校」に入学したのが明治一二年(一八七九)であり、さらに「東京大学医学部予科」に入学したのが翌明治一三年一二月であったこと、そして彼等の後輩勝俣英吉郎が明治一二年暮に上京し、翌明治一三年九月に「外国語学校」に入学したと考えられることから、滋次郎の上京も明治一二年とすることは困難ではない。「大日本博士録」によると「郷校卒業後東京に出て、慶応義塾、東京外国語学校、東京専門学校、帝国大学等に学び」とあるが、「慶応義塾」入学については、私がみた限りについては記してあるのはこの資料のみである。ただ、昭和四九

年夏、上田に調査におもむいた節、滋次郎について記憶のある古老の一人の口からも「確かではないが、慶応に入った」との話を聴いている。もし「慶応」に席をおいたとするならば山極勝三郎が「外国語学校」に入学する前に「独逸学校」に席をおいたように、滋次郎も「慶応」に一時席をおいたのではないかと思われる。即ち明治一二年上京、「慶応」に入学、そして「外国語学校」<sup>(2)</sup>入学となり、こう考えていくと「外国語学校」入学は山極と同じく明治一二年九月と考えることが出来る。ただ以上のことは、現段階においては、あくまでも推理によるものであり、「慶応」入学についても資料的にいって不確定要素が多い。確実なところは、後述のごとく明治一三年九月二三日に滋次郎が「外国語学校」に在籍していたというのみであり、この学校への入学が明治一二年なのか一三年なのかは現段階では、まだ不明だと言う以外には言葉が無い。

「外国語学校」在学時代の滋次郎をすることが出来る唯一の資料と称してもよい記録が現在「上田市立図書館」に保存されている。これは表紙に「有終記」<sup>(3)</sup>と題し「血合会」<sup>(4)</sup>と会名がしるされ、一二行野紙四一頁にわたる墨書による「記録」である。そしてその内容は、「外国語学校」の在校生を中心とした有志による演説・討論の記録であり、それは明治一三年九月二三日に始まり、同一五年二月一〇日に至り終っている。

この会は明治一三年九月二三日漢語学生瀬川浅之進、ドイツ語学生高井藤熊同じく小河滋次郎<sup>(5)</sup>の三人が「外国語学校」寄宿新舎第四番室に相会し演説をしたときから始まった。恐らく、学校当局か寄宿舎取締などに対する届出などは「外国語学校」の学生のみによる読書会ということにしたのであろうが、その実際は演説と討論の会であり、後に至ると「外国語学校」在學生以外の者も入会しており、これが明治一四年四月二三日の演説会における寄宿舎取締役の注意として論戦の原因となっている。この寄宿舎取締役とのトラブルがあった前、明治一四年一月一六日には「毎月一回ノ大会ハ日暮里村本行寺ニ開ラクコトトナル」としていることからすると、「血合会」を寄宿舎で開らくこと

については、前から寄宿舎取締などから注意されていたと思われ、その結果、学校を出て日暮里の本行寺で開催したと思われるのであるが、四月二三日には、また寄宿舎で開催したので、寄宿舎取締との正面衝突になってしまったのである。これらによってか、また夏休に入ったこともあったのであろう、この会（まだ金蘭会と称している）の本部を明治一四年七月六日の記録によると淡路町二丁目の「旭楼」においている。そして夏休が終った九月二三日には、この会が発足して一年になったので「第一年会」が開催された。まず正午より本行寺で演説会を開らき、その後神田明神の境内にある「開花楼」で宴を開催した。そしてこの「第一年会」において「血合会」という会名が先述のごとく、初めて記録されるに至った。

「血合会」ではひきつづき会員による演説と、一定の題目についての討論が行われている。明治一三年九月に前掲のごとく滋次郎など三名の学生で始められたこの演説と討論の会は、月日を追うに従って次第に会員も増加し、この記録が終っている明治一五年一月一〇日までに一二名の姓名が計えられている。ただ、この会員のなかでドイツ語学生の秋重秀雄が明治一四年九月一〇日の「演説会」終了後の話し合いにより「挙動ニ付キテ終ニ衆員ノ非難スル所トナリ」「退会セシメントスルモノ多キヲ以テ即ハチ書ヲ送ツテ断然彼レト交誼ヲ絶ツ」ことになった。秋重は、それまでの出席率よりすれば相当熱心な会員のように見受けられたが、なにが「衆員の非難」を被ったのか「有終記」では判明しない。しかし、秋重への非難は、滋次郎らが「外国語学校」で行ったストライキに関連があるのではないかと推測している。また明治一五年夏都内に「コレラ」が猖獗を極め七月二四日、二見四郎が死んでいる。九月一七日の滋次郎の「遂ニ血合会全員ニ遇フ能ハサル乎」との演説はこの二見に対する弔辞としてなされたものと私は考える。滋次郎は、瀬川浅之進や高井藤熊とともにこの会を創設した者であり、病身の高井は、欠席がちであったが、滋次郎は瀬川とともに推進者でもあったと思われる。滋次郎には、この様に同志を糾合して会をつくり、その会の中心

的な存在として会を推進していく性格があったことが、すでにこの頃からみられている。後に山極勝三郎などと「上田郷友会」を創設し、その月報に多く投稿しこの会を推進しているなども、滋次郎のこの性格の一つの現われと思われる。

この会においては前述のごとく会員による「演説」と「討論」が行われているが「演説」については、ただ演説者とその題名のみがしるされておられ、滋次郎はこの記録では四九回の演説をしている、時によると一日二回異なった演題によって論じていることすらみられている。そのなかには「女子教育」(明治一三年一〇月二七日)「死罪可廃論」(明治一四年二月一三日)「放火条例改正案」(明治一五年二月一二日)など、後年の滋次郎に関係がありそうな演題も見出せるが、それがいかなる内容であったかは、この記録からは判らない。<sup>6)</sup>これに対しこの頃の滋次郎の思想の一端をしるものとしては「討論」の記録を追うことによって、ある程度推測しうると思う。すなわちこの「討論」においては発論者が討論題目について論じ、これに対して、参会したものがその「可」「否」について論じ議長によりその「可」「否」<sup>(?)</sup>いづれかが可決されることになっていたのであり、この記録においては、それら討論の過程が簡単ではあるがしるされている。

彼等の討論が、どれだけ當時における彼等の真意を吐露したものであるかは疑問である。しかし、後年滋次郎は當時のことをしのんで「僕の最も甚しく新聞熱に浮かされた極度の時」としており、彼の演説や討論が、「任閑雜誌」と名づけた半紙三四十枚綴の同人誌と思われる冊子に収録され同窓の学友に回覧されており、またそれに止まらず當時の「東京日々新聞」や「朝野新聞」に投稿しこれが掲載されたこともあるようである。それら「僕の大論文」は廢娼論、人力車廢止論、支那分割論、非外教論<sup>(非か筆者)</sup>、<sup>(是れは主として其當時に於ける築地の某耶穌学校に於て日本の國祭日に休学を与へざりしと云ふ事實を攻撃したるものにして間もなく一篇の弁護論を寄稿する者あり之れに對して更に駁論を試み、二三の弥次馬論もまた其間に起りなんでも同一問題)</sup>富岡製絲工場に於ける工女労働時間の改正を望む<sup>(是れは自分の親しく同工場に就て調査したる所の材料を基に就て數回の論難を重ねたりと記憶す)</sup>

当時の官業当局者に大打撃を与へたりと信ず、是れまた間もなく、大いに独乙学普及の道を計るべし等数種である。今から見れば誠に愚に当局の手に成れる長文の非難論の掲載せらるるものあるを見たり。大いに独乙学普及の道を計るべし等数種である。今から見れば誠に愚にも付かぬ浅薄論たるに相違ないが兎も角二十七八年の昔(過去)に於て労働者保護の議論を試みたこと云ふ所から見れば僕の運命は其当時から既に弱き者の友たれと云ふことに極つて居つたものと見へる(見)。と回想していることから見れば「愚にもつかぬ浅薄論」と謙遜はしているが、まんざらでもない滋次郎の気持がくみとれる。

これらの論説のなかにあつて、例えばキリスト教について滋次郎は明治一三年一月一日に「憂外教之蔓延」と題し、また同一四年九月二三日には「外教防禦論」と題し演説し同一三年一月三日の「日本ニ耶穌教ヲ可禁ヤ否」についての討論会において発論者として敵禁すべき論を主張している。滋次郎のキリスト教に対する当時の考え方は、明治一八年三月に「上田郷友会月報」二号に「風習之説」と題し投稿した論文において国には国の風習があり、風習の異なる日本にキリスト教を「直チニ我國ニ移植セント欲スルガ如キハ抑々愚ノ至ト謂フベシ淑女ヲ化シテ阿天馬トナシ、良民ヲ変ジテ生意氣トナシ、国家ニ風波ヲ起スノ媒トナル悔アル所以也」としており、当時における滋次郎のキリスト教観の一端をすることが出来る。また明治一四年二月五日の討論会「復讐人ヲ斬ニ処スルノ可否」について発論者として「斬ニ処スルノ不可」を論じ、同月一三日の演説で「死罪可廃論」を説くなど後の死刑廃止を唱道した滋次郎の素地がみられる。同じ意味で明治一四年一月八日の討論で「自由干渉何レノ教育法ヲ択ラフ可キヤ」について干渉教育ハ我国民情に妥当せずとした発論者に賛成をしている。この時の滋次郎の発言の内容は不明であるが、後年における滋次郎の主張の萌芽的なものがあるいはみられたのではないかと思つている。しかし他方明治一三年一月一日の「何故ニ地方ニ民権者多キヤ」との討論会において、地方における民権者は地方官吏の圧制を原因とするよりか、立志社のごとき先進者の煽動によるとし、また明治一五年二月二日の「言論自由ノ可否」について言論も出版も皆自由自在にすべきであるとするとする発論者の説に一例を示して反撃している。また明治一四年二月一三日の「士

族可廢ノ可否」についての討論会で「廢すべからず」の説を主張し、さらに三月二七日の討論会で「佩刀可許論」までのべている。また明治一五年五月一〇日の「免役料ヲ収メテ兵役ヲ免スルノ可否」について「強壯ナル中等以下ノモノヲシテ兵ニ服セシメ……」として、若干支配層の気持を代弁している。これらによって青年時代における滋次郎の思想的限界の一端をこれまた知ることができているのではないだろうか。

「外国語学校」時代の滋次郎は、以上によって、なかなか行動的な青年であったことが判るのであるが、この「有終記」では知ることは出来ないが「血合会」が中心になって外国教師の放逐を迫り「其当時の官立学校などにまだ夢想にも及ばなかった同盟放課を企」てるなどの「大騒動」を惹き起した。<sup>(10)</sup>この「大騒動」の首魁は滋次郎であったと彼の竹馬の友である無濁宮下鈞太郎はのべている。<sup>(11)(12)(13)</sup>

以上、「外国語学校」時代の滋次郎を主として「有終記」によってみて来たのであるが、行動性、組織力をもった、この時代に多くみられる青年であり、若干保守的な面もみられない訳でもないが情熱をかたむけて一つのことをやりとげて行くといった性格がみられると思っている。

(1) 「大日本博士録」第一巻、八六頁。

(2) 明治六年(一八七三)文部省布達第五七号により「学制」(編追加)が出されており、この布達に「専門学校」が規定されるに至った。この「専門学校」は、同布達第一八九章によると法律・医学・星学・数学・物理学・化学・工学などの「学芸技術」について「外国教師ヲ雇ヒ……専ハラ彼ノ長技ヲ取ルニアリ」とし、そして第一九〇章にはこの学校は、「外国教師ニテ教授スル高尙ナル学校」であり、また「此学校ハ師範学校同様ノモノニシテ其學術ヲ得シモノハ後來我邦語ヲ以テ我邦人ニ教授スル目的」をもつ学校であるとした。すなわち「専門学校」は、学問や技術の指導者を育成するための学校であり、またこの学校においては、外国人教師の外国語による教育が行われたのである。それゆえこの「専門学校」に入学する場合には外国語の素養のあることが必須の条件となるのであり、その外国語の読み書きについての能力を与えるために「外国語学校」がつくられたのである。同布達第一九四章で「専門学校ニ入ルモノハ彼ノ言語相通セサレハ其學術ヲ得ル能ハス故ニ外

国語学ヲ学ハサルヲ得スコレ外国語学校ヲ設クル所以ナリ」とこの点を明示し、同布達第一九五章で「外国語学校ハ外国語学ニ達スルヲ目的トスルモノニシテ専門学校ニ入ルモノ或ハ通弁等ヲ学ハント欲スルモノ此校ニ入り研業スヘシ」とし、また同第一九一章で「専門学校ニ入ル生徒ハ小学校教科卒業シ外国語学校下等ノ教科ヲ踏ミタルモノニシテ年齢十六歳以上タルヘシ」とした。すなわち、「専門学校」に入学するためには「外国語学校」の下等教科を卒えることが条件とされていたのである。

「外国語学校」の修業年限は四ケ年で下等第四級から下等第一級、上等第四級から上等第一級の八級があり、一級は六ケ月の課程となっていた。このうち、通訳などの職につくものについては、上下二等の教科を卒業しなければならなかったが、「専門学校」に入学しようとする者は、下等二年間の教科を踏むだけでよかつたのである。だから滋次郎の在学は、この二年間の「下等」と考えてよいと思つている。最後一言附しておくが、この「外国語学校」は現在の「東京外国語大学」の直接前身をなす学校ではない。むしろ現在の「二橋大学」の前身と考えられる学校である（天野郁夫「旧制専門学校」四六頁以下）。

(3) この「有終記」については、かつて私も紹介をしておいた（前掲「早稲田学報」昭和四九年一〇月号）が、その他法務省の重松一義氏の「青年期の日記『有終記』にみる小河滋次郎博士の面影」(『創文』二三三号)さらには遠藤興一氏の「開明官僚と社会事業」(『小河滋次郎の生涯と思想(明治学院論叢)三二六号、一九八一年四月)が近時のものとしてあげることが出来る。

(4) この会は、はじめ「金蘭会」と称されていたが(明治一三年一〇月一〇日、同一月一〇日、一四年七月六日)明治一四年九月三日の演説会において瀬川浅之進が「血合会の沿革」と題して演説をし、また「年會記事」に「血合会」という会名がはじめてあらわれて来ている。滋次郎が明治四〇年に編輯発行した「丁未課筆」には「血合会」について「語学校時代に同窓の最も親しき学友を以て組織したる団体がある、血合会と称して名から既に」と風変つて居るのみならず実体もまた頗る物騒なるものであった、其当時の官立学校などにまだ夢想にも及ばなかつた同盟放課を企て、外国教師の放逐を迫まるの大騒動を惹き起すに至りたるが如き火元は即ち此血合会にあつたのである」と回想している(夏の巻一七頁)。「金蘭会」に替わつて、同志的な結合を表わす「血合会」という会名が明治一四年九月二三日以降つかわれているのも前述のごとくこの学校騒動と何らかの關係が時期的にもあると思われる。彼等が同志的結合を意識するに至つたことについては、明治一四年四月二三日寄宿舎においての演説会に突然寄宿舎取締役の山崎某が臨席し、この会は読書会として具申したのに政談の演説をやりまた「外国語学校」以外の者が入つてゐるではないか等について山崎某と會員の間で「舌戦」が開られるといつた彼等が特記してゐる事件があつたし、九月一〇日の記録には、それまで他の會員と特に異なつた点が記録の上では発見出来ない一會員の除名が決せられるなど、この時期あたりに

会員の同志的結合が確認されたと思われる。要するに「血合会」はこの時代において、日本の何処にでもみられた政談会などの青年の同志的結合の会である。

(5) この会は夏期や冬期の休暇を除き毎月多い時には七回も開催されているが滋次郎は皆勤に近い出席者である、だが明治一五年一月二日の例会には欠席をしている。これについては「……之諸士皆会独小河氏有故不来」と特にしるされていることをみても、滋次郎のこの会における位置が判る。

(6) 滋次郎の演説題名は次のごとくである。

〔明治一三年〕

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| 本会ノ旨趣               | 九月三日    |
| 結合論                 | 九月二六日   |
| 教育論                 | 九月二九日   |
| 戒日本人民               | 一〇月三日   |
| 医者ト人力車夫ノ比較論         | 一〇月三日   |
| 精神ヲ過勞セシムル勿レ         | 一〇月一七日  |
| 印度語学ヲ日本ニ弘ルノ論        | 一〇月一四日  |
| 再印度語学ヲ可弘ヲ論ズ         | 一〇月一七日  |
| 女子教育                | 一〇月一七日  |
| 魯清開戦ニ至ラバ日本ハ局外中立ス可ラス | 同年一月二日  |
| 不詳                  | 同年一月一〇日 |
| 読日々新聞               | 同年一月一七日 |
| 取締將焚殺独乙生徒等          | 同年一月一〇日 |
| 送一君                 | 同年一月一四日 |
| 志可変論、第一             | 同年一月一七日 |

ある監獄学者の青春

早法百周年記念号

憂外教之蔓延	同年二月一日
時事小感	同年二月四日
頑浮兩者ノ別	同年二月八日
露清ノ關係	同年二月八日
宗教論	同年二月十五日
〔明治十四年〕	
歲暮ノ感	一月八日
挫折變向ノ弁	一月六日
政府將斃	一月二日
交際論	一月五日
死罪可廢論	二月三日
日清之葛藤東洋富強之基	二月六日
宗教論	三月三日
駁腕力論	三月七日
再論東洋合從之利害	四月一日
架空論	四月三日
交際論	四月九日
論一国之精神	五月三日
郷里ハ敵国	六月二日
諸子勉メヨヤ	七月六日
何者カ他日我國ノ虚無ト化スルヤ	九月一日
外教防禦論	九月三日

汝識字乎曰不識曰快治 一〇月<sup>（イ）</sup>第二日

読英国二議員ブラッドロー氏拒議院之盟約報 一〇月三日

洋学不可不講 一一月一三日

鉄道敷設ノ後高崎以北ノ道路ヲ如何スベキヤ 一一月一〇日

〔明治十五年〕

放火条例改正案 二月二日

伊藤参議之洋行 三月二日

論東洋政略 第一 四月九日

ブルンチュリー氏政黨論<sup>（イ）</sup>講義 五月一四日

ブルンチュリー氏政黨論講義 六月一日

邦國精神論 七月九日

遂ニ血合会全員ニ遇フ能ハサル乎 九月一七日

道徳論 九月三日

学者ヲ保護セヨ 一一月一〇日

(7)

演説会の例に従がい討論会についても、この記録により明治一三年一〇月六日のそれから、滋次郎は欠席をしているが明治一五年一二月一日に至るまでの、各討論会の議題と滋次郎がその議題についてどのような議論を展開しているかを日時を追って次に示しておく。

〔明治一三年〕

一〇月六日「志変ズ可キヤ否」発論者小河滋次郎。発論者である滋次郎は「志変ズ可キ」の論を主張しているが、反対論強く、討議ののち反対論が可決され、滋次郎の積極論は敗れている。

一〇月一〇日「何故ニ地方ニ民権者多キヤ」発論者である瀬川浅之進は「地方官吏ノ圧制ニ激セラレテナリ」としているが、滋次郎や高井藤熊は「区々タル圧制ニ由ツテ起ルニアラズ先進者即チ立志社等ノ如キモノニ煽動セラレシニ来ル」などとしたが、討論の末、瀬川やこれに賛成した秋重秀雄らの説が可決されている。

ある監獄学者の青春

一〇月一七日「洋字ト漢字ト孰レヲ先ニスベキヤ」発論者高井藤熊の漢籍を学ぶ事を先とすべきに滋次郎は賛成、瀬川・秋重反対を表した  
が結論はでない。

一〇月二〇日「秀吉家康ノ優秀論」発論者秋重秀雄の家康を優れているとの論に、滋次郎をはじめ瀬川・高井は反対、発論者の負。

一〇月二四日「海陸軍何レヲ盛ニスベキヤ」発論者高井藤熊の海軍の急務であることに對し、滋次郎及瀬川反対、反対論に決す。

一〇月三〇日「日本ニ耶穌教ヲ可禁ヤ否」発論者小河滋次郎の嚴禁論に對し福田芳之助賛成、高井・瀬川反対、反対論可決。

十一月二日「魯清開戦ニ至ラバ日本ハ局外中立ス可ラズ」発論者小河滋次郎の説に瀬川のみ賛成、他は中立論を説き反対論可決。

この夜に入り「談話會」が開かれ福田芳之助が発言して「公許亮淫ノ許否」を討論しているが、この問題について記録者は「当時社会ニ緊要ナル一問題ニシテ已ニ英國学士會議ニ於テ可決スル所トナリ我廟堂諸公ノ意見ヲモ問フタリシ時ニ際セシヲ以テ各員殊ニ注意シテ滿腔ノ持論ヲ吐ク」としている。滋次郎は、この論題について可とすべき発言を福田芳之助としているが、他の者はすべて「否論者」であった。

十一月三日「西郷隆盛ハ明治ノ忠臣ナリヤ將タ逆臣ナリヤ」発論者瀬川浅之進の忠臣論に對し滋次郎と福田反論、議長の見により忠臣論可決。

十一月二七日「貨財ト權利ト孰レカ重キ」発論者瀬川浅之進の「權利ヲ重シトスル」説に「見のみ賛成、滋次郎はじめ他は「財貨ヲ重シト」し、反対論可決。

十二月四日「皇城建築ノ可否」発論者福田芳之助は、財政困難を旨として不可を論じ、滋次郎などは他の論点により、皇城建築の可を論じ、結局、滋次郎などの反対論が可決されている。

十二月八日「洋品破却ノ可否」発論者不明（高井藤熊・前嶋操・古屋恒二郎の三者のうちの一人と思われる）、滋次郎は破却に賛成、破却を否とするもの少数で破却論が可決。

〔明治一四年〕

一月八日「自由干渉何レノ教育法ヲ択ラフ可キヤ」発論者 見四郎人の「干渉教育ハ我國民情ニ妥當セズ殊ニ貧民ニ於テ最モ不便ラ感ズ」との説を滋次郎や秋重は「補翼」したが反対論可決。

一月一六日「条約改正ト国会開設ト何レカ急務ナルヤ」発論者福田芳之助の「国会開設を急務」とする説に對し滋次郎などは反対、結局、条約改正派の「勝利」となっている。

一月二二日「武備ト文芸ト孰レカ急務トス可キ」発論者瀬川浅之進が、いずれのものを急務と論じたかについて記録では不明、滋次郎は瀬川説に賛成している。

二月五日「復讐人ヲ斬ニ処スルノ可否」発論者小河滋次郎は不可を論じ、反対論を敗り小河説可決。

二月二三日「士族可廢之可否」発論者瀬川浅之進の説は、維新前に於て武士は、護国の任を受け、永世の禄を拝し、農・工・商の上に位し「権位頗ル高ク之レヲ名クルヲ以テ大ニ榮誉」としたが、現在では士族・平民の別はなく、護国の任を失い、禄も公債となつて欲しいままにこれを売買し得るし、その「権位」も農・工・商と異ならない。士族は唯その名があつて実が無い。それ故、実の無い士族は速かにその名称を廃すべきであるとした。これに対し、滋次郎の説は「士族華族ハ是レ其祖先ニ功德アリ偉業アルヲ永ク賞スルモノニシテ賊ニ榮誉トスベキモノナリ、且ツ何レノ國ヲ問ワズ民ニ品位ノ別ナキモノハナン、是其功多キモノハ宜ロシク之ヲ封ズ可ケレバナリ、我國ノ如キモ当時ノ勢ニアツテハ其位階ヲ區別スルコソ尤モ必用ナルヲ信ズ、往時英國ニアツテ海軍大將ネルソン氏が一死ヲ致シテ忠義ヲ本国ニ尽シ終ニ功ヲ以テ其子拔擢セラレテ永世ノ貴族トナレリ、然ルニ其後ニ至ツテ故ナク貴族ノ名号ヲ廢シナバ、将タ之レヲ何トカ言ワン」としたものであつたが、他の士族名称を廢することによつて起る混乱をさけるためにも廢すべからずとの説があり、多数により廢止反対論が可決されている。

二月二六日「日清窓々開戦之期達セバ攻撃ス可キヤ」発論者一見四郎人の攻襲説に対し、滋次郎など三名は反対、反対多数で反対論が可決。

三月二三日「神道ハ果シテ宗教ナリヤ否ヤ」発論者福田芳之助の宗教なりとする説に対し滋次郎ら二名は非宗教なりとし、宗教論が可決。

三月二七日「極力可許論」発論者小河滋次郎の論に賛成する者二名、反対論者三名で反対論に帰す。

四月一〇日「東洋台従之利害」発論者小河滋次郎は「東洋諸國は皆因循不振にして同盟すべからず」とした、可否同数で議長の見いで合従論が可決。

四月二九日「物産工業ヲ盛ニスルト紙幣消却ノ就レカ急務ナルヤ」発論者勝保は紙幣消却の急務であることを弁じ、滋次郎などこれに反対、議長の見いで反対論可決。

五月二三日「詩ノ利害」発論者秋重秀雄の利ある所以を論じたが滋次郎など反対、賛成論多数で可決。

六月二二日「演劇ノ利害就レカ多キ」発論者秋重秀雄の利ありとする説に賛成するもの三名、害ありとする者滋次郎など三名、議長の見いで害ありとする説可決。

ある監獄学者の青春

一〇月三〇日「鉄道ヲ全国ニ敷設スルノ可否」發論者福田芳之助の賛成論に対し滋次郎らの反対論は少数で賛成論可決。

〔明治一五年〕

二月二日「言論自由ノ可否」發論者福田芳之助は「言論モ出版モ皆自由自在ニスベシ」と論じ、滋次郎は「一例ヲ設テ本論ニ向ツテ攻撃シ」最後は議長の見でもって反対論が可決された。

四月九日「君主ヲシテ保任ノ責ヲ負ハシムルノ可否」發論者小河滋次郎は曰く「余ノ精神ハ君主ニ保任ノ責ヲ負ハシメサルニ在リ、夫レ君主ハ世襲君主國ト稱擧君主國トノ別ナク世々賢明ナルノ管ナシ、又タ其建國ノ初メニ至リテカ一大統領其者ノ如ク別ニ契約モナサ<sup>(筆者)</sup>ルナリ、然ラハ君主ハ保任ノ責ヲ負フベキノ理由モトヨリナシ、況ンヤ多他ニ君主ニ責ヲ負ハシムルノ不都合アルヤ」と發言をし勝俣などの反対論があつたが、この討論については決はとられていない。

五月一四日「免役料ヲ收メテ兵役ヲ免スルノ可否」發論者中川鏗<sup>(筆名)</sup>二郎は、免役料を収めて兵役を免することは「不公平ノ大ナルモノナリ、其故如何トナレハ天下僅々二百七十円ノ金ヲ弁スルモノマタ少シトセンヤ、然ハ則チ貧者ハ役ニ服シ富者ハ免ルヲ得、實ニ不公平ノ極ト云フベシ、聞ク東京府下ニ於テモ年々金ヲ以テ免役テ乞フモノ多ク正ニ客年ノ如キ徴ニ応スベキモノ二百余名中免役料ヲ納メテ免セラレタルモノ三十四名ノ大数ニ及ベリト、此一端ヲ以テモ其害知ルベキナリ、且ツ夫レ當時國權擴張ノ際兵員ノ少キ豈ニマタ憂フベキコトナラズヤ」と論じた、これに対し滋次郎は「当今ノ制實ニ処ヲ得タリト云フベシ、願フニ吾邦中等以上ノモノハ唯タ精神ヲ勞シテ文ニ流レ中等以下ノハ常ニ身体ヲ勞シテ武ニ富ム、強壯ナル中等以下ノモノヲシテ兵ニ服セシメ微弱ナル中等以上ノモノヲシテ金ヲ出サシメ免役スルハ實ニ公平尙全ノ策ニアラズヤ」と説いている、結局中川論に対する反対論が過半数になり六時になったので閉会となつてゐる。

一二月二日「娼妓免稅及社会果有善乎否」について勝俣の發議により討論が行われているが、この日の会には珍しく、滋次郎は欠席してゐる。

(8) 「丁未課筆」(春之卷)二四頁以下。

(9) 「上田郷友会月報」二二号、五頁以下。

(10) 「丁未課筆」(夏之卷)一七頁。

(11) 「上田郷友会月報」昭和一六年一月第六四九号などによると滋次郎は当時「年少氣鋭、口に筆に四辺を払って猛烈當るべからざる概があつた。外国語學校に於いて外国人教師との大衝突が起つた時の首魁は博士であり、又、学生会の学生三百有名中の長者として威風凜々あたりを

払ったものであった」と宮下無濁はのべている。

(12) 「血合会」の同人は、後年に至っても親しい交際を続けていることが「丁未課筆」の随所でみられている。会の名称も「二橋会」と改められているし(夏の巻三二頁)、また会員も「有終記」にはみられない山上頂雪、江崎夢豪、加藤鱗溪、宮下塵軒、大井和久などの名がみられているが、彼等は、ここでは俳句を通じての仲間としての色彩が強く表われているように見受けられる。また先掲「父岳洋の日記」明治三一年八月二五日にも「血合懐旧会」が「福田屋」で開催された旨滋次郎は記している(上田郷友会月報六六七号、一〇頁)、この会にも「青木」「加藤」といったドイツ語学生であったと思われる者などの名がみえており、会員のうち石原は仙台の幼年学校の教官、瀬川が漢口の領事になつてゐることがしるされている。これら山上、江崎、加藤、宮下、大井、青木、加藤などの人物は、「有終記」以後の「血合会」の会員であつたと思われる。

(13) 滋次郎の竹馬の親友無濁宮下軌太郎による滋次郎の青年時代の回想が「上田郷友会月報」に登載されているが、それらによると、後年の滋次郎は謹厳で無口「笑顔を見せたことのない閻魔様の跡継ぎ」みたいな人物であつたが、「頗る健談」「甘党の旗頭」「試験などにも頓着しない」青年であり、また「中々の冗談好きで、縮尻も相当多かつた」とのことである。

#### 四

早稲田大学の前身である東京専門学校の創立に関しては、今迄数多くの出版物により論ぜられて居り、私も「早稲田大学百年史」の「法学部史」の項において述べて居るので、ここに改めて述べることは差し控える。小河滋次郎は、前項までにみたごとく、明治一二年九月と思われる時に「外国語学校」に入学し、東京専門学校が開校した明治一五年の秋においても、まだ「外国語学校」の生徒を中心とした「血合会」の会員としての存在であつた。しかし、滋次郎は東京専門学校が創設すると聞かや、直ちに受験し、その「法律学科」の第二学年に入学している。

さて、創立当初の東京専門学校の修業年限は三年で各学年は第一期第二期の二学期制をとつてゐる。入学を許される者は「年齢十六歳ニ満チ普通ノ教育ヲ受ケ略々和漢ノ学ニ通スルモノ」に限られ、入学試験として「文学」と「史

学」の試験が科せられた。ただ明治一五年の「郵便報知新聞第二八八七号」の附録に「東京専門学校開設廣告」が掲げられているが、この広告には「政治法律ノ二科ハ第一年生及ヒ第二年生ヲ募リ……来十月十一日ヨリ五日間」入学試験を行うとし、「法律学科」の第二学年への入学試験科目として次のものを掲げている。

文学

文章軌範意譯  
片仮名交り論文

史学

和漢洋史学大意、国史略、日本外史  
十八史略、欧米史大意

法律

契約法大意、法律総論大意  
日本刑法

小河滋次郎は「東京専門学校」開設をこれらの広告など<sup>(1)</sup>で知り「第二学年」を一〇月一九日に受験している。なぜ滋次郎が、「東京専門学校」を受験入学せんとしたかについては、現在では、まったく知るべき資料は無い。種々の資料により推測をする以外に手だては無いのであるが、以下若干の資料をもとに推測してみよう。

まず、滋次郎の出身地は、大隈の「改進黨」の地盤であったことがあげられる。「郵便報知新聞」明治一六年一月一〇日及一二日の記事によると、小野梓、吉田燾六など一行は越後の高田から長野に入り、長野県下を遊説しているが、上田市においては「政談会」が開かれ聴衆七百余名が集ったと報じ、この七百人という人員は、やや少ない人数であるが、このことについて、小野梓一行を松代まで出迎えた黨員南条吉左衛門は一行に対し、毎月上田において「定期ノ演説会ヲ開キ聴衆常ニ場ニ満ツ人心政談ニ勇ナルヲ知ル可シ、況ンヤ今日ニ先生ノ辱来ニ遇フ登場ノ雑踏想フテ見ルニ足レリ或ハ恐ル雑踏ノ極却テ熱心ニ先生ノ高説ヲ聴カント欲スルモノヲシテ遺憾セシムルコトアラソヲ

因テ吾輩百万之ヲ議シ遂ニ傍聴料ヲ収メテ人ヲ制セント欲ス請フ之ヲ知セヨ<sup>(2)</sup>とのべていることを伝えている。それ故聴衆は「皆真誠ノ色面ニ見ハル」といった状況であったとし、夜に及び「馬場町歳寒楼」で懇親会が開かれているが、ここにも、姓名が明らかに示されている上田地方の黨員などと思われる者四八名が集り、小野などと「緑酒紅燈」の間懇談をしていることが「郵便報知新聞」で報道されている。もとより「郵便報知新聞」は大隈の改進黨の新聞であり、この記事は割引をして読まなければならないのであるが、上田地方の人々の目がこの時期において政治に向けられたことについて「目今物価ノ激変到ル処其弊ヲ蒙ラサルナシ上田生絲ノ如キハ亦タ其最ナルモノ也全市ノ衰憊極マレリト謂フ可シ而シテ尚ホ諸氏ノ奮然率先シテ常ニ政事ニ尽ス所アルハ実ニ歎称ニ堪ヘザル所也」と吉田熹六が同紙においてのべているが、上田地方の人々が大隈の「改進黨」によせる期待は大きかったと思われる。このような経済的・政治的土壌の上に育ち、また前節でみたごとく政治的な志向を持った滋次郎が大隈の学校開設と共に馳せ参じたことは想像にかたくはない。

青年小河滋次郎が政治的志向があったとしても、また出身地上田が当時改進黨の地盤であったとしても、それだけで滋次郎が東京専門学校設立とともに受験入学をしようとしたとは思われない。むしろ滋次郎と東京専門学校を結びつけた媒介者としての大隈重信の存在の方が大きいのではないかと思つている。「媒介」といつてもこの頃滋次郎が大隈と面識があつたなどという事ではなく、滋次郎が一方的に大隈重信に対して憧憬に近い念をもつて居たのではないかという事である。これは先掲の「丁未課筆」において、しばしば大隈について語つて居ることからもわかる。滋次郎が東京専門学校に入学してから四分の一世紀たった明治四〇年（一九〇七）においても滋次郎は、

「僕が初回の生徒として入学したのが明治十五年の十月で数へ年、二十歳、当時の僕の目に映じたる大隈伯は最ふ善い年頃の政治家であつて隆々たる盛名の一世を傾倒せんとする気概は其凜々しき風貌の上に現はれ唯だ何となく英

雄崇拜の熱に浮かされた如きが中にも心竊かに僕もあの齡としになつたら大隈さん位の人にはなれるだらふと云ふ位の考へは持つて居たのである。然るに何ぞ計らん、あの齡としと思つた当年の大隈伯は僕の今年と丁度同じ四十五歳の年齢であつたのである。僕の意気地の無い丈けそれだけ益々伯の豪い所が分り伯に対しては愈々崇敬の念を深ふする次第である<sup>(3)</sup>」

と「早稲田」の校友会に出席した翌日の一月三十一日にのべている。また一月二一日の項には

『大隈伯が進歩党の総理を辞する告別演説の内に「吾輩の友人其他に於て吾輩に政治上の引退を勧め以て元勳なるものになれと云ふ者があつた俗人には喜ぶ所の元勳であるが吾輩は元勳は嫌ひである」云々の壯語がある何ぞ其意気の豪なるや、衆愚、或は以て瘦我慢の言なりと悪評すべしと雖も余は此一言に由つて益々伯の偉大の人物なるを感じ轉た崇敬を深ふするの情を禁ずる能はざる次第である<sup>(4)</sup>』

としてゐる。また明治四〇年には、早稲田大学創立二五周年にあたり、一方では、校歌が制定され、他方では、総長大隈重信の銅像がつくられた。この大隈の銅像除幕式に校友ならびに学生を代表して祝辞を述べたのが小河滋次郎であり、滋次郎にとっては心から「余の最も光榮とする所である<sup>(5)</sup>」と思つたに違ひはない。一〇月二一日の「丁未課筆」において

「紅葉館に於ける早稲田大学校友会に臨んで大隈伯の演説を聴く、昨日と今日とこれで三回目なり、多々益々弁じ快興愈々深し、学者として申分なく政治家としては勿論比類なし、真に一世を蓋ふ所の言論の怪傑なりと謂ふべし<sup>(6)</sup>」とのべている。

大隈重信に対する滋次郎の右にのべたような気持が、大隈が学校を創設することをきき「外国語学校」は前項でものべたごとく「専門学校」入学のための予備的な学校であり、滋次郎の気持を満足せしめるものではなかつたので「東

京専門学校」の門をたたかせたのであると思われる。「東京専門学校」には政治経済学科・法律学科・英語学科そして理学科が設置されたが、滋次郎は、そのうちの法律学科を受験入学している。なぜ法律学科を選んだのかについても現在においてはまったく知るすべが無い。しかし、先掲の「丁未課筆」において「僕の運命は其当時から既に弱者の友たれと云ふことに極めて居たものと見へる」と述べ懐している。権力による民衆支配は「法律」という手段を通じて行われる。統治の場における主体は階級支配の表徴である「官」であり「民」は統治の場における客体にしかすぎない。この場合「法律」は「官」の論理によりつくられ運用されていく。ここでは庶民生活の幸福は支配者たちの思惑のなかで圧縮されていってしまう。法律学を講じていた当時の主流は、官立の学校であり、この官立の学校における法律学は「官」の論理によって、青年たちを法律技術者として育成していたのである。このような当時の日本における法律学教育機関のなかにあって、自由民権思想などに基づき、「民」の側に立って法律を講じ、また実践をしていた私立の法律学校や実践機関も若干みられていた。<sup>(8)(9)</sup>そして、いま明治一五年、政界の巨頭大隈重信によって「東京専門学校」が開設され、法律学科がおかれることになった。そこは「政府に敵対する叛虐人共の養成所」とまでいわれている。「東京専門学校」なので、従来の法律学校にくらべ優るとも劣らない「民」の立場による識見にもとづく「法律学」を講ずるであろうとの期待が多くの若い人々の心をとらえたと思うし、小河滋次郎もその一人といっていると思つてゐる。

滋次郎が東京専門学校法律学科において、どのような学生生活を送ったかは、これまた現在では不明である。しかし、胸をふくらませ東京専門学校法律学科二年に入学した滋次郎を迎えたものはないであらうか。周知のごとく政府は、「東京専門学校」を敵視し、東京専門学校を壊滅すべくあらゆる手段をつかっている。なかには「教場といはず、寄宿舎といはず、間諜様の者が入込み」「機会だにあらば騒動を醸<sup>(11)</sup>」さんとしたといった陋劣な手段まで試み

しており、現実には、これらにより明治一六年には一二八名に及ぶ退校処分者が出ている。<sup>(12)</sup>

政府の「東京専門学校」弾圧を一番強く受けたのは、法律学科であった。それは政治が民衆に接触する具体面において機能する法律を、反政府的な巨頭政治家大隈重信が主催する学校で教育するなどということは、反政府的な法律家を育成し、これを日本全国にばらまくことになり、政府としては座視し得ないことであったのである。そこで一方では、学生を通ずる手だてとして前掲のような陋劣なスパイ作戦を行い、他方においては、学校の教員組織をつぶすことによって「東京専門学校法律学科」の壊滅をはかったのである。それは、明治一六年春には法律学科の三講師の一人である砂川雄俊の大阪「江陽社」への引抜きといったことで実現され、<sup>(13)</sup>また他の岡山、山田両講師も後に「東京専門学校」を去るに至るのである。<sup>(14)</sup>

以上のような東京専門学校法律学科の当時の生徒について砂川雄俊は「学生の質は良かった。人間が確りしていた。それはつまり早稲田へ来る者は政府の謀叛人と睨まれてゐたのであるから、かういふ変った所へ来る程の人間は腹が確りしてゐたのである」とのべて居り、<sup>(15)</sup>それらの学生のなかで特に記憶のある学生として小塚方勝、岸小三郎と滋次郎の三名の名をあげている。<sup>(16)</sup>明治一六年（一八八三）七月滋次郎は試験成績優等なる者の一人として「褒賞」である洋籍を受け第二学年を及第し第三学年に進級した。

(1) 郵便報知新聞第二八八七号附録（明治一五年九月三日）、なお石山昭次郎「小野粹と東京専門学校」早稲田大学史 記要八卷（昭和五〇年三月）

(2) 郵便報知新聞、明治一六年二月二日、三三三三号、第二面。

(3) 「丁未課筆」（春之巻）八四頁。

(4) 右同書五〇頁。

- (5) 右同書(冬之巻)二二頁、なお、この時の滋次郎の祝辞は、「早稲田学報」第一五三号、五二頁・五三頁に収められているほか、滋次郎も「丁未課筆」(冬の巻)二二頁に収めている。
- (6) 右同書同巻三三頁。
- (7) 右同書(春之巻)二五頁。
- (8) 例えば明治一〇年に大井憲太郎・北島道竜により創設された「講法学校」、同一一年のこれまた大井憲太郎により創設された「明法社」などがこれである。
- (9) これらの私立法律学校に対し政府は明治二三年五月「代言人規則」(司法省甲第一号布達)第三二条で「議會組合以外ニ私ニ社ヲ結ビ、号ヲ設ケ営ヲ為ス」ことを禁じた、この結果、私立法律学校のあるものが、それまで実践部分として代言人を兼ねることを禁止されるに至った。また、それまでの私立学校の設立は、各地方長官に対しての「開申」による「申告主義」がとられていたが、同年暮の「改正教育令」により、府知事、県令の「認可」を必要とする「許可主義」をとるに至っている。
- (10) 「早稲田学報」第四〇五号、四〇頁、昭和三年十一月。
- (11) 「早稲田大学開校  
東京専門学校創立廿年記念録」三〇四頁〜三〇五頁。
- (12) 右同。
- (13) 砂川は後に「江陽社」の社長江本信が疑もなく政府筋の人間で、この「政府の諜者」によって「江陽社」に招かれたことを語っている。早稲田法学一三巻「法科回顧録」五〇頁。
- (14) この点についての高田早苗の回顧談が「早稲田法学」右同四三頁以下にある。
- (15) 「早稲田法学」右同四九頁。
- (16) 「郵便報知」明治一六年七月二日号には、「試験優等に付褒賞を受けた」者として「長野県士族小川滋太郎(法律三年生)」とあるが、これは滋次郎のことである。

## 五

今私の手もとに明治一七年四月の「東京大学法理文学部学生生徒試業優劣表」というものをコピーしたものである。その表の「別課法学科」第一年のなかに自費学生で長野出身の「小川滋次郎」が第一学期評点平均数七〇・二、第二学期評点平均数七五・五としるされている。この成績は、第二学期についてみると総員二六名中の一番目の成績で「中位」といった処である。この「別課法学科」の第一学期は、前年の明治一六年九月に始まっているから、滋次郎は、「東京専門学校法律学科」に在籍していると同時に、「東京大学別課法学科」にも在籍していたのである。

この東京大学別課法学科（以下「別課」と略す）は、いかなる性格をもった「法学科」であったのであろうか。明治一六年五月穂積陳重、宮崎道三郎、土方寧など法学部教官七名の連署をもって文部省に上申建議し、翌六月にも、東京大学の加藤総理から重ねて文部省に上申し、七月五日文部省より許可があり、それらにより九月第一回生（三一一名）が入学している。<sup>(1)</sup>この「別課」設立の目的は上述した穂積陳重など法学部七教官の「東京大学法学部内ニ別課設立ノ儀ニ付建議」<sup>(2)</sup>にみられる。これによると「法律ノ進度ハ社会ノ進度ト常ニ相適應セサルヘカラズ若シ其相適應セサルトキハ社会之カ為メニ弊害ヲ被フルコト鮮少ナラス」とし、社会の進歩にあわせ「単ニ学科ノ高尚ヲ期スルノミナラズ必スヤ数多ノ法律学者ヲ養成セサルヘカラ」ざるものがあるが「今夫レ学士ノ供給ト社会ノ需用トヲ以テ之ヲ比較スルニ需用遙カニ供給ニ超越スルモノアリ」この様な状況では「欧米諸文明国ニ較フレハ学度ノ低劣復タ言ヲ俟タサルモノアリ故ニ代言人ノ位地未タ之ヲ高ムル能ハス司法ノ独立未タ之ヲ見ル能ハス治外法権未タ之ヲ廢棄スル能ハス」と考えるが、東京大学法学部で養成する学士は毎年僅か七・八名にすぎず、たとえ入学生を増員しても「其業ヲ全クスルモノハ尚ホ僅少」である。一方において「学科ノ高尚」他方において「学者ノ数多」といった二つながらの

要求を満足せしむる為には「法学部現在ノ学科ヲシテ益高尚ナラシメ別ニ便宜ノ学科ヲ設ケテ之ヲ別課トナシ学者ヲ養成シ以テ社会ノ需用ニ応スルノ外他ニ方法ナキニ似タリ」とした。

「別課」設立の目的は、以上のような単に社会の需用に應ずるといったものばかりではなく、彼等がこの建議のなかでくり返しのべている「学識ノ標準尺度」の「統理」する「一黉所」として東京大学を位置づけんとした点にあり、このような考が後に明治一九年（一八八六）八月二五日の「私立法律学校特別監督条規」となり、さらに明治二一年五月五日の「特別認可学校規則」へと発展をしてゆくのである。この「条規」や「規則」は、権力による私立法律学校に対する干渉と統制を規定したものであるが、その精神の源にあるものとして、この穂積たちの建議は、近代日本の法学教育に重大な意味をもったものといえる。穂積たちの建議は「本邦ニ在テ今日未タ標準尺度ヲ統理スルノ一黉所ナク私学ハ益増加シテ法（東京大学筆者）学部ノ景況漸ク萎靡ニ向フノ色ナキニアラス抑方今東京府下ニ東京専門学校アリ専修学校アリ明治法律学校アリ其他法律講授ノ私学甚タ多キ未タ諸外国ニ其比類ヲ見サル所トス而テ比等ノ諸私学ハ概ネ皆ナ資本乏シク規模少ニシテ到底天下ノ望ヲ充タスニ足ラスト雖モ今ニシテ之ヲ措テ顧ミサルトキハ本邦ノ法学部ハ終ニ英国法学部ノ覆轍ニ陥リ日ヲ追テ萎靡衰頽ニ至ランヤ必セリ」とのべている。そこには、私立法律学校の発展を温かい目で見まもり、私のいう「官の論理」による国公立大学の法学部と「民の論理」による私立法律学校が両相まって発展し民衆の福祉にもづく国家の発展といった、本来の「法律家」が目ざす理念の一片すら見受けられず、私立法律学校の発展に対する脅威と、官学による私立法律学校への統制といった、本質的にいつて近代法学の理念に反する感情がこめられている。

だが小河滋次郎にとっては、「東京専門学校法律学科」に在籍のまま、明治一六年九月この「別課」に入学したことは、彼のそれ以降の人生を決定することになった。「別課」の講義はすべて日本語で行われているが、<sup>(3)</sup>第一年級の

教科課程としては「法律通論」「民法」「契約法」「私犯法」が配当されていた。この配当科目のいずれかのもを穂積陳重が担任し、そこで陳重と滋次郎の出会いがあったと思われる。前掲「丁未課筆」(春之巻)『僕の道楽』において新聞熱にかかれていた滋次郎を「此境遇より救ひ上げて呉られた所の恩人は実に穂積陳重博士其人である」とし、また他の多くの人々も積穂陳重により滋次郎の所を得た人生が始まったと語っており、このことは周知の事実といつてよい。穂積陳重の滋次郎死去に際しての談話が、大正一四年(一九二五)六月一日の「人道」二二六号に掲載されているが、これによると、「私は或時小河君に、文化の國に輸入さるる最初は、医学、法律、文学、理化学、その他何でもやらねばならぬが、文化を愈々進歩せしめて行くには、専門学をやらねばならぬ、専門学を攻むるのは、言ふて見やうならば恰も井を鑿るやうなもので、狭くとも深く行かねば清水は得られぬ、君は氣先が強く、目的に向つて猛進する資質であるから、何か他の人の未だ手を着けぬ有用の科学を選んで之を専攻し、本邦に於ける其学の始祖となるやうにと勧めた。同君も喜んで之を諾し、それから色々考へた上、竟に監獄学を専攻することとなつたのである」としている。

穂積陳重といえ、比較法史学、民事法が専門と思われがちであり、事実刑事法に関する論文などは民事法関係のものにくらべ多くは無い。しかし古代の中国思想家たちの言葉を幼少のよりから吸収していた陳重が、刑罰に対して一定の見識をもっていたことは想像にかたくはない。この陳重が若冠二一歳で明治九年(一八七〇)から六ヶ年間のヨーロッパ留学でヨーロッパ諸国の刑事制度にくらべ日本の刑事制度に思を至さない訳はなかつた。英国ではベンタムの「パナプテコム」を読んで「深く監獄改良の必要を感じ」その後ドイツ留学においては「何卒我国においても率先して監獄改良の事に当る人を得たいものと熱望してゐた」とのべているが、事実ドイツにおいてはしばしば監獄の視察を行っている。陳重は帰国後東京大学法学部において「監獄学」についての特別講義を行つてゐる。この特別講義

は「我国においても率先して監獄改良の事に当る人を得たいものと熱望」していた陳重の東京大学法学部学生に対する呼びかけであつたであろうが、当時の東京大学の学生には、これまた滋次郎に対する牧野英一が追悼文<sup>(10)</sup>でのべているように「わが邦の刑法学の最も力の弱い方面に対し」「貴ぶべき『縁の下の力持』になるような、日のあたらぬ地味な仕事を希望する学生は居なかつたと思われる。陳重は、その後、まだ監獄行政の所管が内務省にあつた頃、内務省の依頼により刑務官たちに八回にわたり講演をしているが、これが明治二四年（一八九一）には「刑法理論講義」と題し出版されている。しかしその内容は刑罰論で占められている。

以上のような「監獄改良」を心にひめていた穂積陳重の前に滋次郎があらわれたのである。陳重はいう「小河滋次郎君の嘗て大学に在るや、余も亦其教授に与かる。君人となり深沈寡言、才学勤勉、共に其等儕を抜く。講学の余暇、君時々来りて弊廬を訪ひ、質すに学事を以てす。余一日談餘君に謂て曰く、監獄の事たる社会風教の淑慝の關る所、国帑歳費の増減の係る所、実に國家至重の制にして、当路者の当さに深く心を用ひざるべからざる所のものたり。故に歐洲諸邦の如きは、之を講ずるもの嚴然として別に一科専門の学を為し、以て審かに其利害關係を討尋す。而して吾国に在ては、一に之を忽諸に付し、未だ学理上に就きて之を稽查するものあらず、誠に欠典と謂つべし。君豈率先之を補ふに意なきかと。君頗る余の言を然りとし、是より而後、心を斯学に留め沈潜研磨、屹々として倦まず、大に造詣する所あり」と。すなわち、滋次郎が「別課」の学生であつた時、時おり陳重の宅を訪ねているが、そのおりの一日陳重は滋次郎の人がらを見込んで監獄学の研究をすすめたとある。陳重してみれば永年心密かに暖めていた監獄の近代化、改良に当を得た人物に逢い心はずむ思いがあつたであらうし、滋次郎も自分を知ってくれるよき師にめぐり逢い自分が今後の人生を燃焼させるべき対象を示されたことについてこれまた欣快の念を禁じ得なかつたに違いない。陳重は、滋次郎に一冊の本を与えその翻譯を課している。その翻譯が成つた時、陳重は明治一七年三月に発刊

した東京大学法学部の機関雑誌ともいふべき「法学協会雑誌」の第一号より教号にわたってこれを掲載させている。ペーメの「監獄学提要」がこれである。<sup>(12)</sup> 滋次郎が「別課」を卒業すると陳重は時の内務省警保局長であった清浦奎吾に滋次郎を推薦し、清浦奎吾も大いに悦び滋次郎を内務省に引きとり専ら監獄の事を掌らしめた。<sup>(13)</sup> ここに監獄学の小河滋次郎はその第一歩をふみ出したのである。陳重と滋次郎の関係は後年時により「少年問題」などで意見を異にする場合もあったが終生師弟の恩情は変わってはいない。

(1) 東京大学法学部百年史稿(2)、八〇四頁以下。

(2) 東京帝国大学五十年史(上)、五九五頁以下。

(3) 穂積陳重「法窓夜話」一七三頁、岩波文庫。日本の言葉で法律学の講義を行ったのは、小野梓が東京専門学校開校の祝辞で「一の独立は国民精神の独立に根ざし、国民精神の独立は学問の独立に由る」「夫ノ外国ノ文書言語ニ依テ我子弟ヲ教授シ、之レニ依ルニアラザレバ高尚ノ学科ヲ教授スルコト能ハザルガ如キ、又是レ学者講学ノ障礙ヲ為スモノニシテ、学問ノ独立ヲ謀ル所以ノ道ニアラザルヲ知ルナリ」と喝破したごとく、その東京専門学校において始まる。小野梓は東京大学で邦語による法律学の講義が始まったことをしり、その「留客斎日記」明治一六年七月一五日の項において、自己の主張の正当なることが証明されたとしている。しかし、東京大学「別課」における邦語による教育は、東京専門学校における小野がのべているような民族・国家の独立といった烈烈たる気概と理念に基づいてのものであったであらうか。「高尚」なる学問を教授する「本科」に對比しての「邦語を用いて教授」する「別課」であり、嫡流に対する傍流の感がするし、また便宜的な性格をもったものであったと思われる。それゆえか、また翌明治一九年「私立法律学校特別監督条規」が制定され、私立法律学校に対する東京大学の統制が実施される見通しがたつたためか、この「別課」は明治一八年には学生の新規募集を停止するに至っている。

(4) 滋次郎と陳重との出会いは、滋次郎が「別課」に入学する以前にあったとする説があるが(「遠藤興一、前掲二〇八頁)、滋次郎の側においても、また陳重の側においてもそのような資料はまだ見出せない。陳重が東京専門学校第一回卒業式に出席してはいるが、彼等官学の教授や判検事は東京専門学校をはじめ私立法律学校への出講が禁止されていたので、この卒業式への出席は単なる来賓としてのものであったと思われる。陳重の東京専門学校への出講は、明治一〇年代以降に入ることであり、滋次郎が東京専門学校の教場で陳重に出会うといったことは、

あり得ることである。

- (5) 穂積陳重遺文集第四冊、四五四頁以下。
- (6) 穂積陳重前出遺文集、四五五頁。
- (7) 穂積陳重「復讐と法律」(岩波文庫)「解説」三〇九頁以下。
- (8) 穂積陳重前出遺文集、四五五頁以下。
- (9) この特別講義が「監獄学大綱」として明治一五年四月、五月に「明法志林」第二六、二八号に掲載されている。「監獄学大綱」は、「穂積陳重遺文集」第一冊、一四二頁以下に収録されている。
- (10) 法学志林二七巻、五九〇頁、大正一四年。
- (11) 穂積陳重、小河滋次郎君著監獄学序、明治二七年六月七日(「穂積陳重遺文集」二二八六頁以下所収)。
- (12) ベーメ著、小川滋次郎訳「監獄学提要」は「法学協会雑誌」の二号、三号、四号、五号、六号、八号に分割掲載されている。このベーメ「監獄学提要」の原著は、一八七九年に初版本が出され、一八八二年に二版が出ている。穂積陳重が滋次郎に与えた原著はこれらのうちのいずれのものか不明である。ここでは二版の原著名を掲げておく。  
Boehme, Chr. H. Grundzüge der Gefängnis-Wissenschaft. 2. Aufl. Beuthen, O. S., 1882.
- (13) 穂積陳重遺文集二、二八六、二八七頁。

## 六

滋次郎は、明治一七年七月二六日、第一回得業生として「東京専門学校法律学科」を卒業している。卒業論文は「治獄案」である。すでに刑事政策の研究者として逞しく一步をふみ出したことがわかる論題である。ついにながら同時に卒業した得業生のなかには、民事訴訟法学者としてオーストリーに留学し、後年滋次郎と同じく法学博士の学

位を得た岸小三郎<sup>(1)</sup>が居る。

以上私は、小河滋次郎の従来あまり知られていない「郷学時代」のことをみ、さらには上京後「外国語学校」時代における彼のことなどを「有終記」を通じてみてきた。滋次郎が正義感にもえた行動力と組織力をもった青年であったこと、また大隈重信に心酔に近い感情をいだいていたことなどが明らかになった。しかし、このような青年像は、当時多くの青年にあまねく見られたものであったと私は推測している。滋次郎を「監獄学」に結びつけたのは、なんといっても滋次郎の恩師穂積陳重であり、その時期は、滋次郎が東京大学法学部別課に入学した明治一六年の九月から年末にかけての頃ではなかったかと思っている。

その時滋次郎は「東京専門学校法律学科」の最上級生として早稲田の学窓でも勉学にいそんでいたのである。「別課」の出現により都下の私立法律学校は影響を受け、東京専門学校でも「尠<sup>(2)</sup>からざる困難を感じ」たことである。またこの年の暮には徴兵令の改正があり徴兵猶予の特典から私立学校が除<sup>(3)</sup>かれたので、多くの学生が「早稲田」から去らなければならぬはめになった。他方開校後、低い給与と重い授業負担、それに加えるに政府の次元の低いやがらせが教室などに持ち込まれることにより、教員の休講が目立つようになって来た。多くの学生が「早稲田」から去った。しかし滋次郎は「早稲田」に留った。その頃の多くの学生が「国憲汎論」などを科外講義として全学の学生に対しふるった小野梓の熱弁に感銘を受けたと後に語っているが、恐らく滋次郎も、その感銘を受けた一人であつたであろう。「勤王と立憲政治を結び付けて論断せらるる時などは、学生も泣き先生も泣くと云ふ実に非常なる感動を与へられた<sup>(4)</sup>」とその頃の一学生が伝えているが、このような「感動」を滋次郎は「別課」の講義で感じたであろうか。「別課」はいうなれば法律技術を講じた所であり、その教授穂積陳重個人には「感動」をおぼえたであろうが、学校そのものに対しては、いわゆる「冷めた」ものを感じていたのではあるまいか。彼の崇拜する大隈重信の学校は、

こまかい点では問題があったにしても大きな点では滋次郎の期待を裏切らなかつた。それゆえ滋次郎は「早稲田」に母校を感じていたのであろう。彼が「早稲田」の校友として時に応じて早稲田を語っているのも、滋次郎のこのような気持があつたことと思う。このことは必ずしも「早稲田」人である筆者であるがゆえに感ずるものではないと思つている。

(1) 岸小三郎の終焉は、あまりにも酷しく悲惨である。岸小三郎にくらべ滋次郎はその監獄行政においては、彼の意見が通らず、日本の行刑機関からは身をひき、清国から帰朝の後は大坂を本拠に、恵まれざる人々や少年のためにその晩年をささげた。滋次郎は大正一四年四月二日肺患で静かにこの世を去つたが、人々は彼の葬儀を大阪阿倍野斎場で「謝恩葬」としてとり行い滋次郎を送つている。

(2) 「早稲田大学開校  
東京専門学校創立廿年 紀念録」明治三十六年。

(3) 私立学校それも私立の法律学校の生徒に対して「徴兵猶予」などの特典が、明治三二年（一八八九）の「徴兵令」の改正により「特別認可学校」の生徒にも与えられるに至つた。これは、政府による私立法律学校の統制という鞭に対して、船の役割を果たしている。

(4) 「早稲田学報」四〇五号、三九頁以下。

#### 付記

本稿を草するにあたつて、長野県上田市市立図書館は、資料のコピーなど多くの便宜をはかつて下さつた。また本学「大学史編纂所」の石山昭次郎氏や「図書館」の関田かおる氏にも御世話になつた。さらに、とくに上田市在住の医師遠藤恭介氏には多くの御教示を受けているし、資料の収集などについても労をおいといならぬ御尽力を頂いている。これらの機関や御世話になつた方々にここに衷心より厚く謝意をのべてさせて頂く。